

羽生市後援等名義の使用の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）の名義の使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、その開催を援助し、及び名を連ねることをいう。

(2) 共催 市が事業の企画又は運営に参加し、主催する団体と共同して事業を行うことをいう。

(3) 協賛 市が事業の趣旨に賛同し、協力することをいう。

(後援等の名義の使用)

第3条 後援等において市が使用を承認する名義は、「羽生市」とする。

2 実施する事業に対し後援等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該事業に関し発行する印刷物等に市が後援等をしている旨を表示し、又は放送等により公表することができる。

(主催者の承認基準)

第4条 市が後援等の名義の使用を承認する事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校及び学校の連合体

(3) 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く。)

(4) 市内を活動拠点とし、市政の進展又は教養、健康若しくは経済活動の増進その他の市民福祉の向上に寄与するもの(所在は市外にあるが、市内における活動実績があり、市民福祉の向上等に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)

(5) その他市長が適当と認めるもの

(後援等の名義の使用に関する事業の承認基準)

第 5 条 市が後援等の名義の使用を承認する事業は、市の施策方針に合致し、市政の進展に寄与するものと認められる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 目的及び内容が、本市の地域振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性を有するものであること。

(2) 特定の市民のみを対象としている事業ではないこと。ただし、市政の進展に寄与することが期待できる事業についてはその限りでない。

(3) 主催者の所在が明確で、事業遂行可能性が十分である事業であること。

(4) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

(5) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

(事業の不承認基準)

第 6 条 市は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等の名義の使用を承認しない。

(1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とする事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業

(4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業

(5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業

(6) 羽生市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 2 7 号）第 2 条

第1号に規定する暴力団の利益になると認められる事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業
(申請手続)

第7条 後援等の名義の使用の承認を受けようとする団体は、事業を開始しようとする日の2週間前までに、羽生市後援等名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類

(2) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合には、事業に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者の所在が市外であるときは、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、定例の事業に係る申請にあつては、この限りでない。

(1) 事業を主催する団体の定款、規約、沿革その他の団体の概要が分かる書類

(2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等を明らかにする書類

(使用承認等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、後援等の名義の使用を承認することを決定したときは羽生市後援等名義使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないことを決定したときは羽生市後援等名義使用不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認を行うに当たって、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第9条 後援等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該決定に係る

申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに承認事項変更届出書(様式第4号)に当該変更事項を記載して、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、後援等の名義の使用を承認した事業に関し次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 申請書及び添付書類等の記載内容に偽りその他不正行為があったとき。

(2) 法令に違反した行為等があったとき、又はあると予見されるとき。

(3) 第8条第2項の規定により付した条件に違反する事実のあるとき。

(4) 前条本文の規定による変更の届出をしなかったとき。

2 市は、前項の規定により後援等の名義の使用の承認を取り消したときは、速やかに、羽生市後援等名義使用承認取消通知書(様式第5号)により当該団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により、後援等の名義の使用の承認を取り消された団体は、交付を受けた羽生市後援等名義使用承認通知書を直ちに市長に返還するものとする。

4 市は、第1項の規定により後援等の名義の使用の承認を取り消された団体が、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(経費負担)

第11条 市長は、後援等の名義の使用を承認する場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第 1 2 条 後援等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該承認を受けた事業の終了後、速やかに、事業実績の報告として次の各号のいずれかの書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実施した事業の内容が明確に分かる書類

(2) 事業に使用したポスター、チラシその他の広報に係る書類

2 前項の規定において、第 7 条第 1 項第 2 号に規定する収支予算書を提出した団体にあつては、当該承認を受けた事業に係る収支決算書を添付しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、後援等の名義の使用の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。